

## 個人情報の取扱いについて

私は、畑地の営農計画書の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

### 記

1 経営所得安定対策等に係る情報、畑地の営農計画書の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳（畑地を含む。）、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人情報」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報の提供を受けること。

- ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
- ② 市協議会の農業構造改革事業に係る事務
- ③ 市協議会による現地確認に係る事務

#### （※1）関係機関

国、栃木県、宇都宮市、宇都宮市農業委員会、他市町の地域農業再生協議会、公益財団法人宇都宮市農業公社、栃木県農業共済組合、土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。